

今なら
お得に

グリーン住宅ポイント制度で リフォームすることが出来ます!



グリーン住宅ポイント制度とは?

良い住環境を得るための補助と、コロナウイルスの影響で落ち込んだ経済の回復を図るため、国土交通省が一定の性能を満たすリフォームに対してポイントを発行します。

対象期間 2021年10月31日までに工事完了し、申請書類を事務局へ必着

ポイントの利用方法
①事務局掲載の商品と交換 (家電・食品・子育て用品…その他)
②窓周り、水周り商品などの追加工事と交換
申請後に届くポイント通知書 (ハガキ) を使用して申し込むか、インターネットより申し込みが可能。

発行ポイント数 ・ポイントの発行は50000ポイント以上から

交換商品の検索



グリーン住宅ポイント 交換商品 検索

主な対象のリフォームとポイント数

①開口部の断熱改修

玄関・勝手口交換



大 開戸: 1.8㎡
引戸: 3.0㎡

28,000 ポイント/箇所

小 開戸: 1.0㎡
引戸: 1.0㎡
1.8㎡
3.0㎡

24,000 ポイント/箇所

内窓設置



大 2.8㎡

20,000 ポイント/箇所

中 1.6㎡
2.8㎡

15,000 ポイント/箇所

小 0.2㎡
1.6㎡

13,000 ポイント/箇所

ガラス交換



大 1.4㎡

7,000 ポイント/枚

中 0.8㎡
1.4㎡

5,000 ポイント/枚

小 0.1㎡
0.8㎡

2,000 ポイント/枚

外窓交換



大 2.8㎡

20,000 ポイント/箇所

中 1.6㎡
2.8㎡

15,000 ポイント/箇所

小 0.2㎡
1.6㎡

13,000 ポイント/箇所

②エコ住宅設備の設置

節水型トイレ ※設置台数の合計

16,000 ポイント/設置台数

高断熱浴槽 ※設置台数ではなく1戸

24,000 ポイント/戸

バリアフリー改修 ①or②と併せて実施した場合のみ対象

手すりの設置 ※設置台数ではなく1戸

5,000 ポイント/戸

※その他にも対象商品がございますので、詳しくはお問合せください

窓屋おすすめリフォームプラン

ポイントを発行するには50000ポイント以上からのため、複数の工事をする必要があります。窓屋オススメリフォームプランの他にも、「玄関+勝手口」や「内窓(大)+内窓(中)+手すりの設置」などでポイントを発行することが可能です。

一例です

玄関取替 + 内窓設置(大) + 内窓設置(中)



製品代定価の場合※工事費込

合計 税込 ~~¥742,800-~~

窓屋特別価格 ※工事費込

税込 **¥444,000-**

上記
プランの場合
グリーン
住宅ポイント

63000ポイント 申請が可能!!

もっと! お得にリフォームしたい方へ

発行されたポイントでリフォームをすると...
※ポイント申請工事と同時に工事する必要があります

内窓設置 中連窓 (1箇所)
Low-e 複層ガラス



窓屋特別価格 ※工事費込

税込 **¥50,300-**



実質無料
で工事可能です!

どうしたらポイントがもらえるの？

申請書類は
手数料 ¥5,500-(税込) で
窓屋が代理申請を致します



申請方法

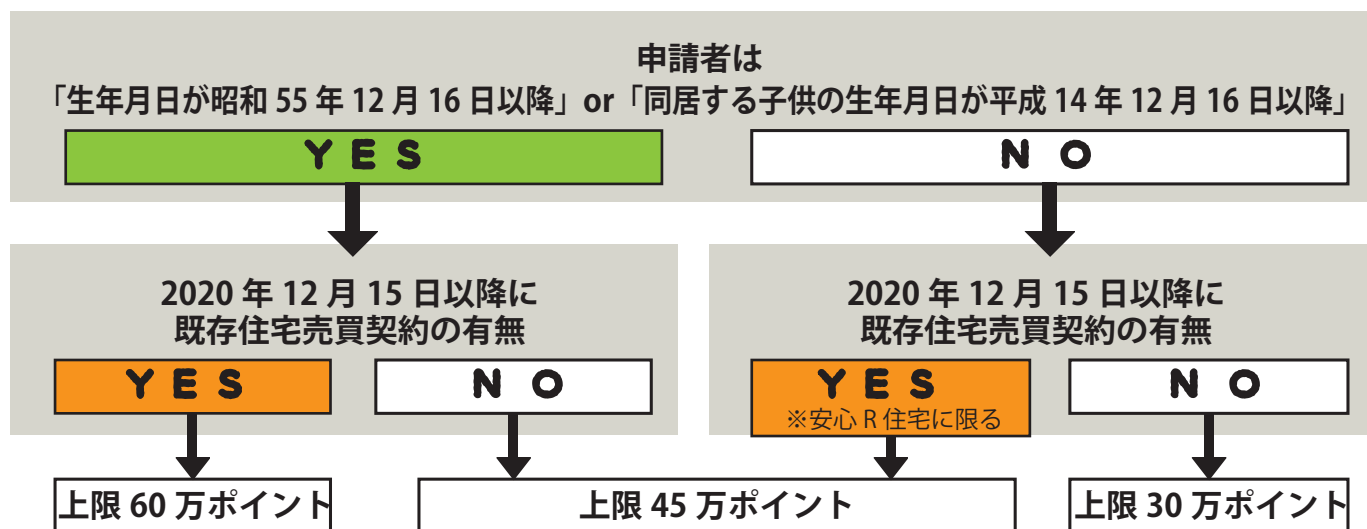
工事完了後に以下書類をまとめて申請します

申請に必要な書類

赤文字の部分をお客様でご記入、準備していただきます

①ポイント発行申請書	計6枚あります。1枚目に申請者の生年月日の記入、押印が必要。
②工事請負契約書	発注者名（申請者）及び押印が確認できるもの
③リフォーム工事証明書	事務局指定用紙への記入
④申請者の本人確認書類 ※いずれか1点	住民票の写し（マイナンバーの記載無）・マイナンバーカード（表面のみ） 運転免許証・パスポート・健康保険証または後期高齢者医療被保険者証
⑤性能証明書	メーカー発行の用紙。製品型番・製品番号・メーカー名の記載を確認。
⑥工事前後の工事写真	申請者名、対象工事内容などを記入。前後を同様の画角、構図で撮影。

ポイント申請上限フローチャート



YES があった方は「若者・子育て世帯」となります
申請書類の追加があります

【40歳未満の若者世帯】

（申請者の生年月日が昭和55年12月16日以降であること）

申請者本人の住民票の写しが必要となります。

【子育て世帯】

（同居する子供の生年月日が平成14年12月16日以降であること）

世帯全員の住民票の写しが必要となります。

住民票の
注意点

- 発行日が申請時点から3ヶ月以内のもの
- マイナンバーが記載されていないもの

YES があった方は「既存住宅購入加算対象」となります
申請書類の追加があります

不動産売買契約書

・2020年12月15日以降であること

・不動産売買契約日とリフォーム工事請負契約日が
3ヶ月以内であること

建物の不動産登記 全部事項証明書

・新築された日付が2019年12月14以前であること

※不明の場合は追加書類を求める場合があります

申請書類の追加はその他にも注意点がありますので、詳しくはご相談ください



窓のお悩み
相談所
窓屋®

086-241-6251

〒700-0965 岡山市北区西長瀬1203-1

営業時間 AM9:00～PM5:30

定休日 隔週土曜・日曜・祝日

・RSK
「ちゃんねるロック」出演中
・ざりお掲載中

窓屋

検索

